

# 大会検討委員会 規程

## (目的)

第1条 大会検討委員会(以下、委員会)は、一般社団法人日本保育学会大会検討委員会規程に定められた一般社団法人日本保育学会の大会開催、運営に関する検討を行うことを目的とする。

## (業務)

第2条 委員会は、大会の開催運営等に関して、年度ごとに地区ブロックで実施される大会業務が円滑に行われるよう、引継ぎや大会のあり方に関する課題の検討を行う。

## (委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 10名

## (委員長および委員の選出)

第4条 委員長は、事業担当副会長が務める。

2. 委員は、会長、副会長2名、会計・業務担当理事、前年度大会委員長・大会事務局長、当該年度大会委員長・大会事務局長、翌年度大会委員長・大会事務局長で構成される。
3. 大会開催ブロック担当理事は、必要に応じて、委員会に出席することができる。

## (職務)

第5条 委員長および委員は、次の業務に従事する。

- (1) 委員長は、委員会の業務を統括する。
- (2) 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- (3) 委員長は、委員会での検討内容を理事会に報告する。
- (4) 委員は、委員長の指示の下、業務に当たる。

## (委員会の開催)

第6条 委員会は、全委員の出席を原則として開催される。

2. 委員会に出席できない委員は、事前に審査内容についての意見を文書で委員長に提出する。

## (会議録の作成)

第7条 委員会会議録は、事務局で作成し、学会事務局に保存する。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、学会事務局員の協力を得て行う。

## (改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則 本規程は、令和5年4月15日から施行する。